

先生各位

検査実施料新設項目および 診療報酬の算定方法一部改正のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0513 第 1 号にて検査実施料の新設および診療報酬の算定方法が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和2年5月13日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	検査実施状況
SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出	600点 / 免疫(144点)	「D012」感染症免疫学的検査 の「25」(4回分)に準じる	未実施
	注 釈		
SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出 SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			

《診療報酬算定方法の一部改正》

検査項目	改正後	現行
SARS-CoV-2 核酸検出	SARS-CoV-2 核酸検出 SARS-CoV-2 核酸検出は、～略～ COVID-19 の患者であることが疑われる者 に対し～略～。	SARS-CoV-2 核酸検出 SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下 同じ。)核酸検出は、～略～COVID-19(新型 コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者 であることが疑われる者に対し～略～。